

仕様書

1 カーペット清掃場所

- | | |
|-----------|--------------|
| ① 金沢小学校 | 緑区おゆみ野南 5-31 |
| ② 海浜打瀬小学校 | 美浜区打瀬 3-3-1 |
| ③ 第二養護学校 | 稲毛区轟町 3-6-25 |

2 清掃面積

- | | |
|-----------|------------------------|
| ① 金沢小学校 | 約 1,947 m ² |
| ② 海浜打瀬小学校 | 約 3,572 m ² |
| ③ 第二養護学校 | 約 285 m ² |
| 合計 | 約 5,804 m ² |

3 清掃方法

敷いたままの状態、洗浄剤を使い、汚れを落とす。
洗浄剤が、カーペットに残らないよう留意する。

4 清掃期間

契約締結日より令和7年9月26日までとする。ただし、1校につき2～3日以内に作業を完了させること。また、夏季休業期間7月21日～8月31日のうち、お盆の時期は各学校が完全休校するため、その時期以外での作業日程を、各校と協議の上決定すること。

5 清掃する上での注意

- (1) 清掃するときには、第三者または施設、設備および備品等に損害を与えないように充分注意して行うこと。
- (2) 損害を与えたときは、これを賠償するものとする。

6 その他

- (1) カーペット上の荷物は、学校においてカーペット上より移動しておくが、施設の都合により移動できない場合がある。普通教室の児童用の机や椅子は、移動し清掃すること。また、その他、移動させることができるものについては、移動し清掃すること。詳細は各校と事前に協議すること。
- (2) 対象校と作業日時について協議のうえ、清掃実施計画を学校施設課に提出し、承認を得たうえで実施すること。
- (3) 作業完了後、対象校より指定検査員確認印を受け学校施設課へ提出すること。
- (4) 作業完了後、作業記録（作業前、作業中、作業終了後）を作成し、学校施設課に提出すること。